破産債権の届出期間及び一般調査期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２号
鹿児島県伊佐市大口下殿１０２３番地
清算株式会社　株式会社山幸イーティーセンター
代表清算人　　山口幸博
１　決定年月日　令和８年６月１１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所加治木支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第７号
京都市下京区朱雀分木町２８番地の１
清算株式会社　株式会社西勇
１　決定年月日　令和８年６月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第５０１号
福島市荒町２番１２号
清算株式会社　昭和ビル株式会社
１　決定年月日　令和８年６月１０日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所第一民事部

令和8年（ヒ）第3005号
大阪市鶴見区今津中五丁目１番２０号
清算株式会社　東都株式会社
１　決定年月日　令和8年6月11日
２　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和8年（ヒ）第3006号
大阪市鶴見区今津中五丁目１番２０号
清算株式会社　株式会社テクノ東都
１　決定年月日　令和8年6月11日
２　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２０１０号
東京都台東区上野１丁目７－３－３F
清算株式会社　株式会社バランススタイル
代表清算人　奥谷侑加
１　決定年月日　令和８年６月10日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
第１　協定債権の定義
本協定において、協定債権とは、別紙「債権者一覧表」記載の「債権額（解散日までの利息及び損害金含む）」欄に記載の債権額並びに解散日の翌日以降の遅延損害金をいう。
第２　協定債権の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定認可決定確定時に、各協定債権につき、それを全額免除する。
第３　残余財産発見時の弁済
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、前項による免除は新たにされた弁済の限度で効力を失う。
以　上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部

再生計画認可